

取引開始基準

楽天証券株式会社では、次のとおり「口座開設基準」及びお取引を開始する際の基準等を設けております。

I. 海外先物取引（外国株価指数先物取引、外国商品先物取引）

【海外先物取引規定】

（口座開設基準）

第2条 お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に、海外先物取引口座の開設の申込みを行うことができます。

1. すでに当社に総合証券取引口座、外国証券取引口座及び先物・オプション取引口座を開設していること。取引開始時に当社所定の証拠金額以上の現金を入金できること。
 2. 年間の収入が一定額以上であるか、一定額以上の金融資産を有していること。
 3. 海外先物取引口座の開設には原則として国内先物・オプション取引若しくは外国為替証拠金取引若しくはCFD取引若しくは6ヶ月以上の株式取引（信用取引を含む）又は商品先物取引の経験があること。海外先物取引制度、海外先物取引に関する説明書の内容、当社の海外先物取引ルール、海外先物取引のリスク等を理解し、本規定並びに「海外証券先物取引等口座設定約諾書」及び「海外商品先物取引口座設定約諾書」等の内容を承諾していること。
 4. 海外先物取引における仕組みやリスクを理解し、すべてのリスクを享受できること。
 5. 住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む。）等当社の定める事項が正しく登録されていること。また、それらの事項に変更が生じた場合は速やかに当社に届け出ること。インターネットを利用できる環境にあり、パソコンの操作に支障がないこと。
 6. 電話及び電子メールにより、直接連絡が常時取りうること。
 7. 本規定、海外先物取引ルール、海外先物取引に関する説明書等の交付については郵送交付や手交による書面の交付に代えて別途定める電子交付サービスをご利用いただけること。
- 2 当社は、上記要件及び当社の海外先物取引口座開設基準に基づき口座開設の可否を審査し、当社が口座開設を承諾した場合に限り、お客様は、海外先物取引を行うことができるものとします。審査の結果、口座の開設をお断りする場合、その理由については、お客様に開示しないものとします。

また、弊社では、「海外先物取引規定」第2条の規定を受け、口座開設時にお客様に御確認いただく「海外先物取引ルールについて」（2～3ページ）において、具体的に次のとおりご案内しております。

【海外先物取引ルールについて】

2. 口座開設基準

海外証券先物取引及び海外商品先物取引（以下、併せて「海外先物取引」といいます。）は、有価証券・商品現物取引に比べてリスクが大きく、大きな利益を得られる可能性がある一方で大きな損失を被る可能性もあります。したがって、当社で海外先物取引口座を開設していただくにあたっては、次の条件を満たしていただくことが必要となりますので、どうかご理解いただきたくお願い申し上げます。

◇海外先物取引口座のお申込みをしていただくにあたっては、本書、「海外証券先物取

引に関する説明書」、「海外商品先物取引に関する説明書」、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」、「海外商品先物取引口座設定約諾書」、「海外証券先物取引及び海外商品先物取引に関する確認書・同意書」及び「海外先物取引規定」の内容をご承諾いただき、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」、「海外商品先物取引口座設定約諾書」を電磁的に差し入れていただくこと。

お客様が当社にて海外先物取引口座の開設をお申し込みになる場合には、あらかじめ上記書類に目を通していただき、ご理解のうえ、承諾していただくことが条件となります。

◇当社の定める基準を満たしていること。

海外先物取引は、有価証券・商品現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっています。また、有価証券・商品現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、お客様が海外先物取引を始めるにあたっては、お客様が当社の定めた基準に該当しているかどうかを審査させていただくことといたします。

主な基準は次のとおりです。

- お客様が当社の証券総合取引口座を開設していること。
- お客様が当社の外国証券取引口座を開設していること。
- お客様が当社の先物・オプション取引口座を開設していること。

当社で取引をお申し込みになる場合は、必ず当社の証券総合取引口座及び外国証券取引口座及び先物・オプション取引口座を開設していただく必要があります。

- お客様がインターネットをご利用になれる環境をお持ちであり、パソコンの操作に支障がなく、ご自身のメールアドレスをお持ちであること。

海外先物取引口座開設のお申し込みは、当社のWEBでのみ受付いたします。したがって、インターネットをご利用になれる環境は必須となります。また、重要なご連絡につきましては、電子メールで当社からご連絡いたしますので、ご自身のメールアドレスをお持ちであることも必須となります。

- マーケットスピードをご利用いただけること

当社の海外先物取引は、マーケットスピードがメインの取引チャネルとなりますので、マーケットスピードをご利用いただけることが必須となります。WEB・携帯端末からはお取引いただけませんので、ご了承ください。

- お客様が当社と常に電話で連絡を取れる状況にあること。

建玉の評価損益や証拠金の状況は、相場の変動によって大きく変化することがあります。また、海外先物取引の決済注文についてはお客様の差入れ又は預託している証拠金の範囲でまかなうことができない不足金が発生することもあります。不足金（「20. 決済等に伴う不足金」をご覧ください。）が発生した場合は、当社よりマーケットスピードのログイン後の「お知らせ・連絡」の画面に掲載するなどしてご連絡させていただきます。

- 住所や電話番号、職業（勤務先）等が当社に正しく登録されていること。

上記のように当社よりお客様に常に連絡が行える状態としていただくため、住所や電話番号、勤務先等は正しくご登録いただく必要があります。

- お客様が先物・オプション取引の経験若しくは株式投資の経験または商品先物取引の経験をお持ちであること。

前述のとおり、海外先物取引は、単純な現物取引に比べて取引方法や取引の仕組みが複雑になっており、また現物取引と比べてリスクが非常に大きいことが特徴です。したがって、海外先物取引においては取引時に相応の知識・経験が要求されます。当社の海外先物取引においては、原則としてすでに国内の先物・オプション取引若しくは外国為替証拠金取引若しくはCFD取引若しくは6ヶ月以上の株式投資（信用取引含む）経験または商品先物取引のいずれかの取引投資経験をお持ちの方を対象にさせていただきます。

- 海外先物取引を行う時点で当社証拠金所要額以上の証拠金を入金できること。

当社海外先物取引においては、口座開設後に新規建玉を建てる際に当社証拠金所要額以上の現金を必要とします。その他、海外先物取引においては、取引の損失

リスクを考慮し、お客様の収入が最低300万円以上、又はお客様が保有する現金・有価証券等の金融資産が300万円以上お持ちであることが条件となります。

○ 本書等を電子的に交付することに同意いただけること。

海外先物取引口座開設時に、本書、「海外証券先物取引に関する説明書」、「海外商品先物取引に関する説明書」、「海外証券先物取引等口座設定約諾書」、「海外商品先物取引口座設定約諾書」、「海外証券先物取引及び海外商品先物取引に関する確認書・同意書」及び「海外先物取引規定」を書面に代えて電子的に交付しますので、WEBでご確認いただくことにご了承いただく必要があります。

上記取引基準を満たしていただくほかに、当社では、WEBで口座開設審査を行います。また、当社が必要と判断したお客様につきましては、お電話での審査が必要となる場合があります。なお、上記取引基準を満たしている場合でも必ずしもお客様のご希望にそえない場合もあること、その場合の理由については一切開示いたしかねますことは、あらかじめご理解ください。審査の結果、口座開設完了のご連絡につきましては、電子メールで通知いたします。

以 上

II. 国内商品先物市場取引

国内商品先物取引口座は、2020年10月9日の日中立会終了をもってサービスを終了しております。

III. 店頭商品デリバティブ取引

【楽天MT4商品CFD取引規定】

第2条 商品CFD取引口座

お客様は、商品CFD取引を行うにあたり、商品CFD取引口座を開設するものとします。商品CFD取引口座の開設においては、商先法その他の関係法令及び日本商品先物取引協会の規則を遵守するとともに、本規定に掲げる事項を十分に理解・承諾し、これを証するため、「確認書」を差し入れていただくこととします。

2. 商品CFD取引口座は、商品CFD取引説明書に定める取引に係るすべての事項について管理するものとします。
3. 商品CFD取引口座は、一人一口座とし、次に掲げる要件をすべて満たす場合に開設を申し込むことができるものとします。なお、当社は、お客様から商品CFD取引口座の開設のお申込を受けた際、当社所定の審査を行い、当該審査の結果口座開設をお断りする場合があること、及びその場合の理由を開示しないことについて、お客様は、あらかじめ承諾するものといたします。
 - ① すでに当社の約款・規定に基づく外国為替証拠金取引口座（以下、「楽天FX口座」といいます。）を開設していること。
 - ② 口座開設時に金融資産と年収の合計額が500万円以上であること
 - ③ デリバティブ取引またはそれに類する取引の経験を6か月以上有していること
 - ④ 投資資金が借入金でないこと
 - ⑤ 公金取扱者でないこと
 - ⑥ 本規定及び商品CFD取引説明書を読み、商品CFD取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解し自己の判断と責任において自己の資金により自己のためにお取引いただけること
 - ⑦ 本規定及び商品CFD取引に関するルール並びに当社の関連する他の約款・規定の内容を承諾いただけること
 - ⑧ 当社から電話及び電子メールにて常時連絡がとれること
 - ⑨ インターネットをご利用いただけること

- ⑩ ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること（利用可能なものに限る）
- ⑪ 当社が定める電子的な方法による商品 C F D 取引口座の開設手続き、当社が交付する書面について電磁的な交付（電子交付）に同意いただけること
- ⑫ 総合証券取引口座、楽天 FX 口座その他の口座等にて不足金がないこと
- ⑬ 前各号のほか当社が定める要件

以 上